

千葉市職員の勸奨退職要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢職員等に対し、個別に退職を勧め、職員の新陳代謝を促進し、もって人事管理の効率化を図るため、勸奨による退職（以下「勸奨退職」という。）の手続を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 勸奨退職の対象職員は、次の各号の一に該当し、かつ任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が必要と認めた者とする。

- (1) 勤続年数が10年以上で、年齢55才以上の職員
- (2) 勤続年数が15年以上で、年齢40才以上の職員（前号に該当する職員を除く）
- (3) 心身の故障のため職務遂行に支障がある職員

(手続)

第3条 対象職員が勸奨を受け退職しようとするときは、勸奨退職申出書（別添様式）により所属長を経由して、任命権者に申し出るものとする。

2 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、前項に規定する申出があった場合において、当該申出職員が前条に規定する対象職員に該当すると認めたときは、勸奨退職通知書により通知するものとする。

(申出期間)

第4条 前条第1項に規定する申出の期間は、次条に規定する勸奨退職の発令日の属する年度の6月1日から8月31日までとする。ただし任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が必要と認めた場合は、この限りでない。

(退職発令日)

第5条 勸奨退職の発令日は、毎年度3月31日とする。ただし任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が必要と認めた場合は、この限りでない。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか職員の勸奨退職の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和60年3月31日から施行する。

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

千葉市長 様

所属

職

氏名

印

勸奨退職申出書

私は、令和 年 3 月 31 日をもって勸奨を受け退職したいので千葉市職員
の勸奨退職要綱第 3 条第 1 項の規定により申出します。